

項目	コメント内容	都の考え
1 体制の整備について		
	検査の充実	PCR検査体制の更なる充実を図るため、民間検査機関等に対し、PCR検査機器の導入費用を支援しています。また、保健所による検査対応の一部を委託しています。
	PCR検査の無償化	医師が総合的に判断した場合や、保健所から濃厚接触者とされ、PCR検査を受ける場合には、検査費用については、自己負担はありません。
	PCR検査を無料で受けれる？	医師が総合的に判断した場合や、保健所から濃厚接触者とされ、PCR検査を受ける場合には、検査費用については、自己負担はありません。
	PCRの効果的実施を基本としてください。無症状感染者を保護、感染者も自宅療養は無し、最低ホテル	PCR検査体制の更なる充実を図るため、民間検査機関等に対し、PCR検査機器の導入費用を支援しています。また、保健所による検査対応の一部を委託しています。軽症や無症状の場合には、ご家族に感染させないよう、また、急変時にも対応できるよう、原則として都（自治体）が用意した宿泊施設において療養をお願いしています。
	都が主体的検査を実施する体制を取って下さい。	東京都健康安全研究センターにおける検査体制の拡充を図っています。
	無作為抽出による抗体検査の実施	ご意見として承ります。
	感染拡大予防対策として、検査の必要性を再度、明確に都民に提示すべき。PCR、抗原検査含め早急な拡充整備と臨床の対応教育、連携をお願いします。療養施設について、設備だけ増やしても、対応できる設備、人材の確保が出来ていないと不安	条例案では都民の感染拡大防止措置として、知事や特別区長、保健所設置市長の求めに応じて、必要な検査を受けるよう努めるとしています。民間検査機関等への支援や、保健所による検査対応の一部を委託などにより、検査の効率的な実施体制を確保しています。宿泊療養施設では、医師や看護師により、毎日の健康観察を行うとともに、随時、健康相談が受けられる体制を整備しております。
	検査を誰もが受けられるように整備すべき。	医師が新型コロナウイルス感染症を疑うと総合的に判断した場合や、保健所から濃厚接触者と言われている場合にはPCR検査は保険適用となります。
	何らか病状がある人は全員、すぐに検査	医師が新型コロナウイルス感染症を疑うと総合的に判断した場合や、保健所から濃厚接触者と言われている場合にはPCR検査は保険適用となります。
	感染者が更に増加（7月以降の人数より）した場合・来年のオリンピックやパラリンピック開催に備えて検査実施数を更に拡充すると共に一連の工程（流れに滞りが無いよう）を見直し改善する。	PCR検査体制の更なる充実を図るため、民間検査機関等に対し、PCR検査機器の導入費用を支援しています。また、保健所による検査対応の一部を委託しています。
	すでに発症した人の接触者に限った検査ではなく、より広い範囲での検査体制を強化し、検査数を増やしてほしいです。	ご意見として承ります。
	小中高校生の抗原検査実施をお願いします。	ご意見として承ります。
	都は、社会的インフラ従事者について必要に応じてPCR検査を受けられるよう支援するものとする。	ご意見として承ります。
	医療従事者、介護従事者にPCR検査を義務化し、重症化リスクの高い高齢者、基礎疾患のある方々の感染リスクを最小限にして頂きたい。	感染者が発生した場合に影響が大きい特別養護老人ホームや障害者支援施設等を対象として、スクリーニングを含むPCR検査等を実施した場合の経費を支援するための補正予算案を都議会に提案しています。
	感染症拡大の基本は接触感染ですので、高齢者が来所する施設は濃厚接触者だけでなく、同じ動線や同じ機器等を使用している者も発熱の有無に関わらず行政検査の対象としてください。	感染者が発生した場合に影響が大きい特別養護老人ホームや障害者支援施設等を対象として、スクリーニングを含むPCR検査等を実施した場合の経費を支援するための補正予算案を都議会に提案しています。
	施設の職員・入所者の検査を行うことについては、賛同。	ご意見として承ります。
	検査については保健所、医療機関の負担を減らしてほしい。	PCR検査体制の更なる充実を図るため、民間検査機関等に対し、PCR検査機器の導入費用を支援しています。また、保健所による検査対応の一部を委託しています。
	保健所を中心にした検査体制以外の体制を追加する。	PCR検査体制の更なる充実を図るため、民間検査機関等に対し、PCR検査機器の導入費用を支援しています。また、保健所による検査対応の一部を委託しています。
	検査について、保健所が一手に担っている業務を分担する。応急・臨時体制ではなく、常設の検体採取機関を設置する。検査機関には、全自動の検査機器を入れ、人手を介さなくても（最小の人材で、より短時間に）結果が得られるようにする。	PCR検査体制の更なる充実を図るため、民間検査機関等に対し、PCR検査機器の導入費用を支援しています。また、保健所による検査対応の一部を委託しています。
	検査を受ける人を明確にするべき。	PCR検査体制の更なる充実を図るため、民間検査機関等に対し、PCR検査機器の導入費用を支援しています。また、保健所による検査対応の一部を委託しています。
	PCR検査は無症状の陽性者増やすだけなので、かえって医療のひっ迫を招き、百害あって一利なし。	医師が総合的に判断した場合や、保健所から濃厚接触者と言われている場合にはPCR検査は保険適用となります。
	無症状なら検査しない、と今のうち決めてしまった方が良い。	医師が総合的に判断した場合や、保健所から濃厚接触者と言われている場合にはPCR検査は保険適用となります。

無症状、軽症の場合についての検査要請や隔離措置は必要ありません。	医師が総合的に判断した場合や、保健所から濃厚接触者と言われている場合にはPCR検査は保険適用となります。軽症や無症状の場合には、ご家族に感染させないよう、また、急変時にも対応できるよう、原則として都（自治体）が用意した宿泊施設において療養をお願いしています。
「患者等」に「無症状の陽性者」が含まれると、必要のない負担を都民に強いることになりかねません。なので、「患者等」にPCR検査の陽性者を入れることのないようお願い致します。	医師が総合的に判断した場合や、保健所から濃厚接触者と言われている場合にはPCR検査は保険適用となります。
「必要な検査等」とありますが、どのような検査なのかを明記して頂きたいです。PCR検査であれば反対。	新たな技術に対応するため、条例案では「必要な検査」としています。
検査、及び入院やホテル療養の移動時、公共交通機関が使用できないため、交通手段の確保を都民に知らせ、活用できる体制を整備していただきたい。	入院の場合は保健所が確保する民間救急車等で、宿泊療養の場合は都が手配する専用の搬送車により、医療機関や宿泊施設に患者を搬送します。
コロナ専用病院を確保すべき。	都内医療機関が患者を円滑、適切かつ確実に受け入れるよう、入院重点医療機関などを整備しています。
医療機関が抱えている財政逼迫解消を支援し、無症状・軽症者用の宿泊施設を活用する。オリンピックやパラリンピックを開催する場合、海外からの選手・観客が感染判明した場合の対策が必要。感染症対策の費用まで上乗せになり、東京都の財政は大丈夫か。増税などということはないようにしていただきたい。	現在、都内8か所の宿泊療養施設で軽症者や無症状者の方の受け入れを行っています。
無症状感染者を保護、感染者も自宅療養は無し、最低ホテル	軽症や無症状の場合には、ご家族に感染させないよう、また、急変時にも対応できるよう、原則として都（自治体）が用意した宿泊施設において療養をお願いしています。
全て病院・宿泊療養施設のみ療養とする（自宅療養不可）。	軽症や無症状の場合には、ご家族に感染させないよう、また、急変時にも対応できるよう、原則として都（自治体）が用意した宿泊施設において療養をお願いしています。
検査を受ける人は全て検査結果が出るまで隔離すること。隔離先はホテルが良いと思います。無症状者と軽症者はホテルで隔離	濃厚接触者は、陰性だった場合でも最終曝露日から14日間は自宅待機となります。軽症や無症状の場合には、ご家族に感染させないよう、また、急変時にも対応できるよう、原則として都（自治体）が用意した宿泊施設において療養をお願いしています。
以下のように具体的かつ明確に記します。 「都民が新型コロナウイルス感染症にり患又はり患したおそれがあると医学的根拠によって判明したときには、都は、都民が療養に専念することができるよう、施設等環境整備に努める。」	ご意見として承ります。
自宅療養中、食事の準備は大切だと思うので、生活品のセットを届けるような支援があればいい。	区市町村とも連携して自宅療養者を支援してまいります。
無症状、軽症の場合についての検査要請や隔離措置は必要ありません。	濃厚接触者は保健所の判断で検査対象となります。軽症や無症状の場合には、ご家族に感染させないよう、また、急変時にも対応できるよう、原則として都（自治体）が用意した宿泊施設において療養をお願いしています。

2 情報の提供等について

発生状況や動向、施策の情報提供、区市町村等への協力要請について	
現状の都民へ提供される情報の精度及び内容が十分でない為、条例変更案を以下の通り修正し、情報提供の充実を図って頂きたい。 ＜修正案＞ ①都は、新規感染者発生状況、患者の重症度の分布、養生場所ならびに後遺症の発生状況等、患者の症状や発生状況等の詳細を把握し、データとして保存する責を負う。 ②都は、前号の為に必要なシステムおよび人員を確保し、その継続的な運用の責を負う。 ③都は、都民の安心と安全の為に必要な情報を適時適切に都民に公開する。	ご意見として承ります。
正確な感染者数の把握の努力をすべき。	保健所などとも連携しながら正確な情報把握に努めてまいります。
COVID-19症状に関して詳細な情報のまめな発信もお願いしたい。感染症知識の学習、発信は公衆衛生上必要。施設、イベントでの発生が疑われるときは公表すべき、施設、イベント主催側も協力すべき。施設イベント側には、リスクマネージメントの教育強化と何らかの補助体制も必要かと。	東京都新型コロナウイルス対策サイトで都内の感染動向を発信するほか、東京都感染症情報センターのサイトで予防のポイントなどを紹介しています。条例案では、事業者は調査や検査への協力ほか、まん延防止のため特に必要があると認めるときは、施設の名称等まん延の防止に必要な情報を公表することができることを規定しています。
重症患者の人数を発表していただくとうわかりやすい。どれくらいの方が治っていったかなど、教えていただくと助かります。	東京都新型コロナウイルス対策サイトで重症者を含む入院患者数や退院等の人数など、検査陽性者の状況を毎日更新して発信しています。
コロナウイルス感染の現況は定期的に公表を続ける。	東京都新型コロナウイルス対策サイトで都内の感染動向を発信するほか、知事自らメッセージや最新情報などをライブ配信しています。
倒産件数や自殺者数など、経済に関わる指標もあわせて発表してほしい。夏については、熱中症の方が新型コロナよりも、危険な面があったので、そういった要素も含め適時適切に公表を。	ご意見として承ります。
正確な数値情報の公開、恣意的誘導につながらないような十分な情報の提供を求める。	正確で適切な情報提供に努めてまいります。
毎日更新されている「確定値」についてひと月も前の数値がちょくちょく更新されているのでその理由を説明する義務を条例に	ご意見として承ります。
発表する情報が適切でないと、多くの混乱をもたらします。正しくということだけではなく、都民や都の事業者が状況を適切に判断できるような情報を理解しやすい方法で明示すべき	正確で適切な情報提供に努めてまいります。
都は広報活動を通じて、新型コロナウィルス感染症に関する正しい知識の普及啓発及び発信に努めるとする。	東京都新型コロナウイルス対策サイトで都内の感染動向を発信するほか、東京都感染症情報センターのサイトで予防のポイントなどを紹介しています。

<p>自治体、各区、民間、大学、研究施設すべてと連携すべき、協力体制を求めるべき。</p>	<p>都は、区市町村をはじめ、保健所や医療機関など、様々な関係機関と連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいます。また、都と保健所、医療機関、国や民間の研究機関等が連携し、効果的な対策を推進する拠点として、東京感染症対策センター（東京iCDC）を10月に立ち上げます。</p>
<p>陽性者が発生した事業所管轄の保健所に対し、検査対象者の住まいの保健所への斡旋権限を強化してください。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>情報の提供等の③は削除すべきである。又は「知事と市長で協議する」等、対等な関係とすべく関係市区長と調整すべきである。感染症法に基づく調査及び公表は、市長又は区長の権限であり、市区長が独立して判断すべきものである。感染症法に基づき収集した情報を条例に基づき提供することは許されない。たとえ「できる規定」であったとしても、弁護士法による照会のように公法上の義務を負うものがあり「できる規定であるから矛盾抵触しない」という見解は混乱を招きあるいは市区長への不当な圧力となる。地方自治法に基づく事務処理特例制度等により、都道府県と市町村の事務の関係は整理されているのであり、逆に、市固有の権限に条例で都が干渉することは地方自治の本旨を損なうものである。調査対象者と市長・区長との間で完結している公法上の関係について、都条例で調査対象者に責務を課するのは条例制定権の範囲を超えている。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>まん延防止に必要な情報の公表</p>	
<p>保健所がクラスターを確認した場合は病院や介護施設と同様に東京都が所在地と名称を公表できるよう、公表対象機関を拡大してはどうか。</p>	<p>条例改正案では、「まん延防止のため特に必要があると認めるときは、施設の名称等まん延の防止に必要な情報を公表することができる。ただし、当該情報の公表に当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。」としています。</p>
<p>公表する目的は、1. 保健所が追跡調査できない人に名乗り出てもらえるようにする、2. 施設に対しては、公表される事態が起きないよう、防止対策を徹底してもらう、の2点と想われますので、名称を公表する対象は、飲食店を筆頭に不特定多数が利用するすべての業種を対象にすべきではありませんか？ 劇場はガイドラインに基づき関係者の個人情報を得ている。名指しするのであれば、飲食店など、個人情報把握の取り組みがなされていない業種こそをと思いますし、そもそも公表するのであれば、業種を限定せず、すべからず公表すればよいのではないのでしょうか。 業種や業態を指定しての名称公開は、風評被害が起きる大きな要因になること、また、指定されない業種は安全という誤解を招く弊害もあることを合わせて申し上げます。</p>	<p>条例改正案では、まん延防止のため特に必要があると認めるときは、施設の名称等まん延の防止に必要な情報を公表することができることを規定しています。また、公表する際は、個人情報への配慮を規定しています。</p>
<p>休業要請のとき、店の名前だけでなく、代表者の名前も公表してほしい。</p>	<p>条例改正案では、まん延防止のため特に必要があると認めるときは、施設の名称等まん延の防止に必要な情報を公表することができることを規定しています。また、公表する際は、個人情報への配慮を規定しています。</p>
<p>感染原因の提供において、換気の有無を知らせる内容を盛り込んでいただきたい</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>早急な情報提供に関して、各事業所に徹底させる。事業者の協力の下、情報の共有を行わせるようにすべきだと思います。</p>	<p>条例改正案では、事業者は、知事等の求めに応じて、まん延を防止するために必要な調査に協力することを求めています。</p>
<p>施設、イベントでの発生が疑われるときは公表すべき、施設、イベント主催側も協力すべき。 施設イベント側には、リスクマネジメントの教育強化と何らかの補助体制も必要かと。</p>	<p>条例改正案では、事業者は、知事等の求めに応じて、まん延を防止するために必要な調査に協力することを求めています。</p>
<p>必要な措置を明確に怠り、一定数以上の感染者を発生させた業者に対し、対価を伴わない営業停止、<u>店名公表等の措置を取ることができると規定してほしい</u></p>	<p>条例改正案では、まん延防止のため特に必要があると認めるときは、施設の名称等まん延の防止に必要な情報を公表することができることを規定しています。</p>
<p>感染者の行動履歴等を公表する。施設等で感染者が判明した場合は、速やかに詳細を公表する。数値等のデータは正確に速やかに公表する。個人情報保護の問題はあると思いますが、感染者と接触しているかもしれないという不安を払拭する・感染拡大防止のためにも行動履歴は公表してほしいと思います。強制力については、<u>感染経路や濃厚接触者の調査・感染者が判明した施設で利用者が不特定多数にわたっている場合等に施設名の公表・感染者の隔離徹底・症状があっても諸事情で検査を受けない人への検査・感染防止対策が不十分で陽性者が出てしまった施設や企業（店舗）の名称公表などが考えられると思います。</u></p>	<p>条例改正案では、まん延防止のため特に必要があると認めるときは、施設の名称等まん延の防止に必要な情報を公表することができることを規定しています。</p>
<p>知事や特別区長、保健所設置市長および関連職員が患者の個人情報を漏らさないこと。</p>	<p>個人情報保護の規定に基づき対応してまいります。</p>
<p>情報の提供等の②は削除すべきである。実効性を高めるとの目的を掲げているが、感染症法においても情報の公表は定められており、新たに条例で定める意義はない。また、感染症法では個人情報への配慮を条文上義務付けており、過去のハンセン病等の差別の反省にたっている。条例による公表、といった別の規定を根拠とするような公表が行われ、その公表に個人情報保護規定が無い。</p>	<p>条例改正案では、当該情報の公表に当たっては、個人情報の保護に留意しなければならないとしています。</p>
<p>感染者が感染力を保有すると推定される期間において、GPS等の位置情報や電子決済アプリ等の使用履歴を匿名化したうえでデータとして収集し、立ち寄りた公共機関や店舗等に注意喚起を行える仕組みを早期に整備してはどうか。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

<p>感染者の行動履歴等を公表する。施設等で感染者が判明した場合は、速やかに詳細を公表する。数値等のデータは正確に速やかに公表する。個人情報保護の問題はあると思いますが、感染者と接触しているかもしれないという不安を払拭する・感染拡大防止のためにも行動履歴は公表してほしいと思います。強制力については、感染経路や濃厚接触者の調査・感染者が判明した施設で利用者が不特定多数にわたっている場合等に施設名の公表・感染者の隔離徹底・症状があっても諸事情で検査を受けたがらない人への検査・感染防止対策が不十分で陽性者が出た施設や企業（店舗）の名称公表などが考えられると思います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>感染者が出た施設、団体の公表など、必要性があれば公開を求めるとのことですが、誹謗中傷などに晒される危険もあると考えます。これらの対応策を罰則も含めるなど明記していただくと社会的に安心感が得られると思います。</p>	<p>条例第4条第3項において、「都民及び事業者は、新型コロナウイルス感染症の患者等、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型コロナウイルス感染症に関連する者に対して、り患していること又はり患しているおそれがあることを理由として、不当な差別的取扱いをしてはならない。」と定めています。</p>
<p>人権侵害を受けた患者、医療従事者、事業者等への相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行うこととする。</p>	<p>（公財）東京都人権啓発センターで、新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別など、人権に関する相談を受け付けています。</p>
<p>差別的発言をしないことを努力義務に。</p>	<p>条例第4条第3項において、「都民及び事業者は、新型コロナウイルス感染症の患者等、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型コロナウイルス感染症に関連する者に対して、り患していること又はり患しているおそれがあることを理由として、不当な差別的取扱いをしてはならない。」と定めています。</p>
<p>施設名公表に反対。風評被害の心配あり。</p>	<p>情報の公表は、個人情報保護のほか風評被害にも配慮しつつ、まん延防止の観点から行っています。</p>
<p>クラスターが発生した施設や学校にバッシングの電話を入れるような輩が増えています。誰でも感染しうるので、ことさら情報を公開する必要を感じません。</p>	<p>情報の公表は、個人情報保護のほか風評被害にも配慮しつつ、まん延防止の観点から行っています。</p>
<p>残念なことに感染してしまった事業者の名称を公表するなどあってはならないと考えます。基本的人権に関わるのではないのでしょうか？そのあたりのご配慮、十分されているとは思いますが、私達都民にわかるように、より明確な文章でもってして対応いただきたいと思えます。</p>	<p>情報の公表は、個人情報保護のほか風評被害にも配慮しつつ、まん延防止の観点から行っています。</p>
<p>陽性者を出した施設名を公表する等、営業妨害甚だしく現在、感染者差別が問題になっている状況をさらに煽るものであると言わざるを得ません。</p>	<p>情報の公表は、個人情報保護のほか風評被害にも配慮しつつ、まん延防止の観点から行っています。</p>
<p>情報の提供については疑問が残ります。現状でさえ、感染が出たところにたいしてのバッシングや風評被害が後をたちません。施設名等の名称公表については反対</p>	<p>情報の公表は、個人情報保護のほか風評被害にも配慮しつつ、まん延防止の観点から行っています。</p>
<p>情報の提供等の②は削除すべきである。実効性を高めるとの目的を掲げているが、感染症法においても情報の公表は定められており、新たに条例で定める意義はない。また、感染症法では個人情報への配慮を条文上義務付けており、過去のハンセン病等の差別の反省にたっている。条例による公表、といった別の規定を根拠とするような公表が行われ、その公表に個人情報保護規定が無い。</p>	<p>条例改正案では、新型コロナウイルスの情報提供について、都として責任を持って取り組んでいくという観点から情報の公表等について規定をしています。</p>
<p>3 都の責務・取組（全般）について</p>	
<p>考え方等について</p>	
<p>「努める」という表現は責任放棄の逃げ場に利用される恐れがあるので「行う」に置き換えて欲しい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>都は努力規定ではなく、義務としてやっていただきたい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>施策の実施そのものも規定してほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>「都の責務・取組み」をもっと具体化すべき、と思います。例えば、本年10月末までにコロナ検査体制を1日あたり10万件にする、とか、本年10月末までに学校・病院・介護施設などでは定期的に全職員の検査を実施する体制を構築する、といった目標を書き込むべきだ、という提案です。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>有効な対策措置の実効性を、適宜にチェック・調査できるセクションを作るべき。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>知事に強力な職務権限を与えるべき。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>お願いだけにとどまらず、強制力を持つためには憲法改正が必要。国に訴えかけてほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>違反行為に対して、行政から強制力が打ち出せる策も担保していただきたい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>強制力のある条例改正を。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>本当に治療が必要な人のための医療であることを明確にするべき、陽性者と患者の定義をはっきりしてもらいたい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>感染を疑うに足る正当な理由のある人に関しましては、複数の専門機関と議論を重ね基準を明確にしたうえで制定願います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
<p>具体的取組について</p>	
<p>必要な措置を明確に怠り、一定数以上の感染者を発生させた業者に対し、<u>対価を伴わない営業停止</u>、店名公表等の措置を取ることができると規定してほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

集団感染を出した店の営業停止と消毒。検査に合格したら再開	ご意見として承ります。
未成年のいる家庭で子供が陰性、両親は陽性となった場合の公的、人力支援	保健所と児童相談所が連携し、医療機関等に一時保護委託しています。
医療機関・医療従事者への支援	新型コロナウイルス患者を受け入れた医療機関への都独自の支援を実施しています。
滅菌のための消毒剤散布	ご意見として承ります。
施設、イベントでの発生が疑われるときは公表すべき、施設、イベント主催側も協力すべき。 施設イベント側には、リスクマネジメントの教育強化と何らかの補助体制も必要かと。	都は、各業界団体作成のガイドラインと共に参考にさせていただきため、新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的な取組について整理したガイドラインを作成し、事業者の創意工夫を図り感染予防に向けた対策に取り組んでいます。
ガイドラインの非現実的な内容の再考、団体の自主規制（自主的にイベントを控える等）を起こしにくい環境整備、無観客イベントの費用補償、ガイドラインの見直し（劇場やライブハウス）	ご意見として承ります。
社会的弱者全般に一律3万円の支給	ご意見として承ります。
海外との情報連携、多摩地域の保健所増設、都庁職員のマスク着用	ご意見として承ります。
接触確認アプリ(COCoA)を推奨するよう追記	ご意見として承ります。
接触アプリの利用	ご意見として承ります。
濃厚接触アプリの活用法の再度見直しを強く希望	ご意見として承ります。
接触確認アプリの普及を促進	ご意見として承ります。
接触確認アプリCOCoAの導入の推進。報道の仕方になんらかのガイドライン	ご意見として承ります。
COCoAおよび見守りサービスをインストール	ご意見として承ります。
都民は3密対策を確実にとるよう明記、gotoトラベルの都の除外の継続、ハロウィーンや初詣での密防止	ご意見として承ります。
コロナで、自宅が密になっている家庭がたくさんあり、DV問題も増えていると思う。そうした方がスピーディーに専門医にかかれるシステムを作ってほしい。その他コロナ関連の心の相談先の確保	こころの電話相談（精神保健福祉センター）や、自殺相談（東京都自殺相談ダイヤル、LINE相談）、児童虐待相談（LINE相談）などを行っています。
新たな条例をつくることより、検査費用を安価にする、インフルワクチンを十分確保するなどの対策を都が万全に行うことが重要	ご意見として承ります。
院内の入場時間を問わない検温と手指消毒の徹底	ご意見として承ります。
現行の「ガイドラインの遵守、標章（ステッカー）の掲示、通知サービスの活用を努力義務化」がより分かりやすく、効果のあるものになることを求めます。飲食店利用時の接触確認アプリ（COCoA）インストールの確認	ご意見として承ります。
経済と新しい生活を考えた場合、 1.都内一般企業でコロナ感染に対するリモート対策（販売など一部覗く） 2.商業施設への入場制限 をコロナ対策としての条例に入れなければ、個人の対策はできないのではないのでしょうか。	ご意見として承ります。
入り口で 体温チェックをする施設を増やして頂けるほうがよい。	ご意見として承ります。
薬局での入り口での消毒は義務化してほしい。	ご意見として承ります。
政府のコロナ接触アプリへの登録もご本人の許諾があれば、お願いしたいです。またその方が再検査により感染力を持たなくなった場合は速やかに登録を解除できるよう体制を整えてほしいです。 是非新たなステッカーなどデザインし直し、（無理であれば許可シールなどを発行し）実地の点検によって認可、配布するなど、感染症対策の徹底を先導していただきたいです。	ご意見として承ります。
4 都民、事業者の責務	
考え方等について	
努力義務や「努める」という表現は外していい。	ご意見として承ります。
努力義務ではなく義務に。	ご意見として承ります。
協力することについて努力義務とするは好ましいが、まだ弱い表現	ご意見として承ります。
努力義務は意味が無い。	ご意見として承ります。
罰則必要	ご意見として承ります。
「罰則規定」を設けるなど、必要に応じて「強制力」を行使できるようにする必要がある。	ご意見として承ります。
無症状保菌者の外出を罰則で規制すべき。	ご意見として承ります。
自宅療養又はホテル療養方の、外出への罰則	ご意見として承ります。
罰則必要	ご意見として承ります。
罰則が必要（医療費を自己負担にさせるなど）	ご意見として承ります。
努力義務とあるが、強制とし、都条例にて罰則も設ける。	ご意見として承ります。
正当な理由なしで外出した場合、公共の福祉を損なうものとして、罰金を科すものとする。	ご意見として承ります。

「みだりに外出部分」について、適切な対象に対して適切な期間要請することが必要。PCRで陽性になった人であっても、偽陽性の可能性がありますし、実際に感染者であっても、時間の経過とともに他人に感染させない状況になります。どのような期間どのような自粛がどうしても必要なのか、基本的なことを明確にした上で都民の合意を図ることが必要。	ご意見として承ります。
「患者等」を「都民」と変更し、都民の責務について法律に基づいて、具体的に、明確化します。 ①都民は、新型コロナウイルス感染症にり患又はり患したおそれがあると医学的根拠によって判明したときには、知事や特別区長、保健所設置市長の求めに応じて、医療機関に入院し、宿泊療養施設に入所し、居宅又はこれに相当する場所において療養するよう努める。 ②都民は、新型コロナウイルス感染症にり患若しくはり患したおそれがあると医学的根拠によって判明したとき、又は、り患若しくはり患したおそれがあると医学的根拠によって判明した者と濃厚に接触したときには、知事や特別区長、保健所設置市長の求めに応じて、まん延を防止するために必要な調査に協力するよう努める。 ③都民は、新型コロナウイルス感染症にり患若しくはり患したおそれがあると医学的根拠によって判明したとき、又は、り患若しくはり患したおそれがあると医学的根拠によって判明した者と濃厚に接触したときには、生活に必要な場合を除き、みだりに居宅又はこれに相当する場所から外出しないよう努める。 当該条例改正の理由にある、「新型コロナウイルス感染症対策の実効性をより高める」ことに焦点を当てた場合、「患者等」から「都民」と主語を変更し、都民の責務において、このような変更を行うことで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、まん延防止の観点から、実際的にも、感染性の高い発症前、発症時、また無症状といった、新型コロナウイルス感染症の罹患時期における、感染性の高さの特性を捉え、現実的に、新型コロナウイルス感染症対策の実効性をより高めることに、大きく寄与します。	ご意見として承ります。
都民の努力義務として個人のマスク着用などの感染対策について、一定レベルの基準を設けて欲しい。	ご意見として承ります。
努力義務に伴う権利・権限も明記が必要	条例改正案では、都民、事業者の責務（努力義務）を設けるとともに、都の責務・取り組みについても定め、検査体制や療養環境の整備に努めることとしています。
都民、事業者の責務については努力義務を課すのであれば都からの補償(金銭、日常生活への支障が出た場合の補助など)はあるのでしょうか？	ご意見として承ります。
人権侵害であり許容されない。	ご意見として承ります。
努めるではなく、お願いしますと書きなさい。	ご意見として承ります。
要請から強制にははいけない。	ご意見として承ります。
規制を強めることが逆効果になることがある。各個人が無理なく守れる、最低限で簡素なルールとすべき。	ご意見として承ります。
高度な“道徳的能力”の“自律”によって公正且つ超越的な条例を、自分自身に課すること。	ご意見として承ります。
コロナは感染率も低く重症化することも少ないインフルエンザ程度のウイルスで、罰則など許容できない。	条例改正案では、都民や事業者の方々に対する規定は努力義務としています。
罰則などやめてください。	条例改正案では、都民や事業者の方々に対する規定は努力義務としています。
感染を拡大させたという理由で人間を罰するというのは人権侵害	ご意見として承ります。
都民ファーストの条例の「陽性者が外出制限に従わず、他人に感染させた場合に過料を科す」「感染を一定以上の人数に広げた事業者を行政罰の対象」に関しては反対。都条例についても罰則付きならば反対	ご意見として承ります。
罰則付きの条例を制定することは、日本国民の基本的な人権の保障を侵害する日本国憲法違反	条例改正案では、都民や事業者の方々に対する規定は努力義務としています。
患者への施設や自宅での療養に際しやむを得ず外出した場合、罰金を課すのは反対です。	条例改正案では、都民や事業者の方々に対する規定は努力義務としています。
データがまったく公表されていない中で、ただ、自粛しろ、協力しろ、と罰則付き条例で縛られるのは、とても嫌です。	条例改正案では、都民や事業者の方々に対する規定は努力義務としています。
全国初の罰則付条例を設けるとありますが、誰がどこで感染したかを証明することが可能なのでしょうか。具体的な方法をご提示ください。	ご意見として承ります。
具体的責務について	
企業等は社会において感染拡大予防の責務を負う立場であることを明記。クラスターを発生させた企業等に治療費負担など、感染拡大予防協力への強い動機づけを行うとともに、医療機関の財政負担を軽減するよう努めては如何か。	ご意見として承ります。
飲食店利用に関して取り決め（アクリル板とか大皿禁止）	ご意見として承ります。
都民、事業者の責務（努力義務）につきましては概ね異論はございませんが、上記の東京都側の体制にもより、協力できるかどうかの判断が分かれるものが出てくるかと。中々難しい面もあるかとは思いますが、感染拡大阻止優先で良いと思います。	ご意見として承ります。
事業者は、すべての従業員に対してコロナウイルス感染中の期間に対しての賃金を保証すること。休業中に関しては特別休暇扱いにして、有給消化させないことが必要	ご意見として承ります。
公共の場の室内でのマスク義務化	ご意見として承ります。
マスク着用及びアルコール消毒義務化	ご意見として承ります。
マスク着用の義務化	ご意見として承ります。

屋内、公共交通機関でのマスク着用義務	ご意見として承ります。
原則COCOAのインストールを。無い方は連絡先の提示を義務化。マスク着用の義務化	ご意見として承ります。
都民は公共交通機関・事業者・施設管理者（主催者）が感染予防の施策と定めた屋内施設においてマスクの着用を義務とする。屋外の場合は人との間隔が1m以上取れない場合においてマスク着用を努める。マスクの着用を義務としていない施設の事業者については『COCOA』や『東京都見守りサービス』の義務付けを行う。	ご意見として承ります。
三密を避けるの規定が必要	ご意見として承ります。
義務化（陰性証明）	ご意見として承ります。
1. 飛沫発散防止と取り込まないことに注意すること。 2. 都民の健康管理 3. 体調不良の時の外出制限を規定すること。	ご意見として承ります。
検体の採取をした者は、検査結果を受けるまでの間、保健所に届け出た場所で待機する事を勧告する。	濃厚接触者は、陰性だった場合でも最終曝露日から14日間は自宅待機となります。
都内の電車内のマスク又はシールド着用を法律で定め守らない場合罰則化することを強く希望	ご意見として承ります。

5 条例全般について

改正について	
令和2年第3回定例会に、東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例を、東京都が提出されるのは、最善なタイミングだと思います。条例によって、新型コロナウイルス感染症に対して、都、都民、事業者の責務を、具体的に明確化することが、都民の共感と信頼を得ることの、確かな基礎になると考えるからです。	ご意見として承ります。
条例案に賛成	ご意見として承ります。
PDFに記載した内容のみであれば異論なし	ご意見として承ります。
是非可決していただきたい。	令和2年第三回都議会定例会でご審議頂く予定です。
医療体制も落ち着いており、このような時にあえて条例を厳しくすると経済を停滞させる。	ご意見として承ります。
改正案にはまったく賛成できない。指定感染症2類相当を外すべき。	ご意見として承ります。
インフルエンザよりも死者が少なく、感染してもほとんどが無症状なので、感染抑制対策強化は必要ない。	ご意見として承ります。
危険性の低いウイルスに比してこの改正案は大袈裟過ぎる。	ご意見として承ります。
現在の状況は集団免疫を既に獲得している状況であり、今すぐもとの生活様式に戻して頂きたい。	ご意見として承ります。
今のような必要以上に厳しい新しい生活様式だと、経済も健康もすべて崩壊	ご意見として承ります。
憲法違反	ご意見として承ります。
なぜ弱毒性のコロナをここまで規制するのか理解できない。	ご意見として承ります。
コロナを第二類感染症にし、日本経済のためにもインフルエンザと同じような扱いにするべき。	ご意見として承ります。
今回の新型コロナのみに、このような制約が課せられる理由が知りたい。	ご意見として承ります。
強制でもないのに、社名公表、消毒、療養しなければならないという、社会的な強迫観念が怖い。	ご意見として承ります。
感染防止策そのものに意味があるのか？風評被害や過剰な対策により経営が行き詰まった場合、都が補償するのか？自殺急増はコロナのせい？	ご意見として承ります。
新型コロナが特別酷い感染症だとは思いません。差別を助長する可能性もあり。	ご意見として承ります。
これ以上の対策は無意味であり、条例撤廃が妥当	ご意見として承ります。
コロナは茶番	ご意見として承ります。
従来のインフルエンザ程度の対応で十分と考えており指定感染症から一日も早く外して頂きたい。	ご意見として承ります。
感染を過度に恐れることからの誹謗中傷もなくなりません。	ご意見として承ります。
再拡大の可能性は低い、新型コロナウイルスの特別扱いをやめてください。	ご意見として承ります。
基本的人権を侵害する憲法違反であり強く抗議	ご意見として承ります。
茶番を終わらせてください。	ご意見として承ります。
現行の条例でさえ厳しいぐらいなのに、さらに厳しくするのは愚の骨頂としか思えません。	ご意見として承ります。
新型コロナウイルス感染症とは、ウイルス性の風邪の一種です。	ご意見として承ります。
新型コロナより危険なインフルや肺炎球菌で対策をしていないのに、新型コロナを過剰に扱うのは、有害無益。こんなくだらない条例を出してきたのは知事、都民ファーストあたりだろうが、是非どこが出してきたのかを明らかにしてほしい。	ご意見として承ります。
ぜひ一刻も早い、規制、自粛、マスク要請、医療機関の緊急対応の撤回を求めます。	ご意見として承ります。
コロナは風邪の一種と国民へ説明	ご意見として承ります。
都民の権利や自由が奪われる今回の条例改正には反対	ご意見として承ります。

差別が根付く前に早急に元の日常を推奨して頂きたく思います。	ご意見として承ります。
大した根拠なくこのような条例の改正をすることに反対。ほんの数日間の意見募集して条例を決める早急性についても反対	ご意見として承ります。
条例改正に反対します。改正ではなく廃止を求めます。新型コロナウイルス感染症そのものの影響は軽微なことはあらゆる知見からすでに明らかです。	ご意見として承ります。
無症状の場合入院、施設への入居は任意として頂きたいです。インフルエンザと同等の扱い以上の縛りは不要	ご意見として承ります。
マスクも要らなければソーシャルディスタンスも要りません！	ご意見として承ります。
マスク着用は適宜でいいでしょう。	ご意見として承ります。
コロナにマスクは無意味	ご意見として承ります。
新しい生活様式を廃止し、緊急事態宣言前の平穏な生活に戻していただきたい。	ご意見として承ります。
東京には首都として、日本経済の回復のため他県よりもいち早く過剰な対策をやめることを宣言し、普通の日常へ戻すためのリーダーシップをとっていただけよう望みます。	ご意見として承ります。
もう少し物事決める際に その人の立場になって考えて決めてほしい。	ご意見として承ります。
重症者数、死者数の少なさ等のデータからほぼ明らかになっています。にもかかわらず、より厳しい条例を制定するというのは全くもってナンセンスです。	ご意見として承ります。
新型コロナウイルス感染症については、すでに感染者数、死亡者数とも毎年のインフルエンザと比較しても全く恐れるに値しないウイルスであることはすでに明白です。	ご意見として承ります。
新型コロナウイルス感染症は、これまでのところ、季節性インフルエンザよりも致死率が低く、特に危険性の高いウイルスではありません。	ご意見として承ります。
条例改正に反対します。それは、条例の中身以上に、条例を制定する環境がおかしいと感じたためです。	ご意見として承ります。
もはや既知のウイルスとなり、指定感染症対応をインフルエンザの時期を踏まえて外すべき時に、私権を縛り、企業の活動及び社員の行動を縛るような条例を改定するなど経済の更なる悪化を引き起こす為に行うようなもので、改定に反対です。	ご意見として承ります。
新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要ということであれば、これまで行ってきたインフルエンザ対策並みの防止策にとどめていただきたく存じます。	ご意見として承ります。
風邪のようなウイルスに対して、過剰な対策は、国民の不利益が生じる場合があります。	ご意見として承ります。
手続等について	
こんなくだらない条例を出してきたのは知事、都民ファーストあたりだろうが、是非どこが出してきたのかを明らかにしてほしい。意見募集期間も短い。サイト上でコメントを記載出来るぐらいの対応をとるべき。	ご意見として承ります。
大した根拠なくこのような条例の改正をすることに反対。ほんの数日間の意見募集して条例を決める早急性についても反対	ご意見として承ります。
(罰則付条例との認識) 大変期間が短く、また、マスコミなどで大々的に公表されていないので、知らない方々も多いと思います。これでは、せっかく意見を収集されても、大変小さな反響のみになりますので、再度、公表し、長い期間を設けての意見を収集されることをお願いいたします。	ご意見として承ります。
行政が動くことはもちろん理解できますが医療に携わっている方々とのヒアリングもしっかり行ってほしいと思います。何よりもパブリックコメント自体、資料は簡潔なもの提供されていますが、期日自体が短くこれでは都民の意見を十分に集めることができません。	ご意見として承ります。
今までの期間から分かったことを分析して、実際のステップに進んで欲しい。正しい視点からの条例改正を望む	ご意見として承ります。
条例を改正する前に日本におけるそもそものCOVID-19の危険度を正確に検証してみるべき	ご意見として承ります。
感染症対策として必要な現状分析と課題抽出、そして科学的根拠に基づいた具体的な対策方針が示されておりません。現状どういう課題があり、現在の条例を改正することでどういう効果が認められるのかを明示しなければ、議論のベースにさえなりません。	ご意見として承ります。
義務を果たさない個人・法人に対して、どのような措置がどのような基準及び手続きでなされるか、明確な説明	ご意見として承ります。
「努力」と記されている部分が多いが、具体的に何をどう努力するのか具体的方法を明確にしてください。合わせて検証として効果測定方法も明記	ご意見として承ります。
提示されたPDFには曖昧な表記しかありませんでした	ご意見として承ります。
感染症で蔓延するとおっしゃっていますが、その感染率と重症化率、死亡率、のエビデンスは他の疾患と比較検討されていますか？そのエビデンスをしっかりと出していただいてからこれらを検討していただきたいです。	ご意見として承ります。

新型コロナウイルス以外の新興感染症にも適用できるよう、新型コロナウイルス等新興感染症対策条例としては如何か	ご意見として承ります。
「対策条例」という名称を改めよ	ご意見として承ります。
その他	
行政主導による、緊急時の法人を超えた感染症対策チームの整備	都は、区市町村をはじめ、保健所や医療機関など、様々な関係機関と連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいます。また、都と保健所、医療機関、国や民間の研究機関等が連携し、効果的な対策を推進する拠点として、東京感染症対策センター（東京iCDC）を10月に立ち上げます。
ガイドラインの非現実的な内容の再考、団体の自主規制（自主的にイベントを控える等）を起こしにくい環境整備、無観客イベントの費用補償、ガイドラインの見直し（劇場やライブハウス）	ご意見として承ります。
事業者向けガイドラインの修正も検討して頂きたい。	ご意見として承ります。
ステッカーの取得方法に関して都職員や保健所職員の立入検査を実施し、ヒアリングも行った上で付与掲示にした方がいい。	ご意見として承ります。
レインボーステッカーのお店を定期的に各自治体で見回り	ご意見として承ります。
今後集団活動できるのでしょうか。	ご意見として承ります。
都民とは都内の住民だが、実際は都内には旅人もいる。都民の言葉に「都内で息をする人々」を加えるべき。	ご意見として承ります。
保健所等の対応が悪い。	ご意見として承ります。
従来のワクチンとは全く違うものなのに誰も責任を持たないものを義務化する意味がわかりません。	ご意見として承ります。
マスクの義務付け強制反対。新型コロナウイルス感染症はインフルエンザウイルスよりも微力	ご意見として承ります。

※ 複数の方から寄せられました同種の御意見については、集約して掲載しております。